

第9回コンプライアンス委員会について

平成18年3月28日、第9回コンプライアンス委員会を、弊社本社にて開催しました。
委員会の主な議事内容は以下のとおりです。

主な議事内容

1. 活動報告について
2. その他

議事1. について

■ 弊社から販売会社への対応について

弊社から販売会社に対する、コンプライアンスの再徹底を目指す活動の進捗状況を報告し、委員から助言・意見等をいただきました。

委員からの助言等

グループ企業のコンプライアンス態勢の構築について、その進捗は企業によりバラツキがでるため、メーカー或いは親会社として積極的に支援をしていく必要がある。
また、コンプライアンスを徹底するためには、通達や指示のみでは達成することが難しく、根気強く繰り返し続けることが大切である。

■ 公益通報者保護法への対応について

公益通報者保護法施行に伴う弊社の社内体制について会社側から報告し、委員から助言・意見等をいただきました。

委員からの助言等

従業員が報告・相談をするルートは、通常の職制ルート・目安箱(ヘルプライン)・公益通報窓口があるが、全てのルートで報告・相談者が適正に保護されることが肝要で、またそのことを社内に周知することが必要である。

■ グループ企業 コンプライアンス推進会議の開催について

弊社グループ企業各社のコンプライアンス推進実務責任者を対象に、「第1回コンプライアンス推進会議」を去る2月7日に開催し、その議事内容について会社側から委員に報告しました。また、今後は同会議を定例化し、グループ内の活動レベルの統一化や問題点の共有化の場として機能させていくこととしました。

■ 次年度の活動日程について

弊社の次年度(平成18年4月～平成19年3月)のコンプライアンスに関する活動の概要について、会社側から説明しました。

議事2. について

■ 販売会社でのコンプライアンス事例について

販売会社のコンプライアンス事例について会社側より報告しました。

コンプライアンス委員会
事務局 佐藤 公彦